

2023年1月号

発行: 建交労 No.226

岐阜農林建設連合支部

〒501-4234

郡上市八幡町五町1-4-15

電話 0575-67-1582

建交労 ひかい

すべての労災・職業病の根絶をめざす

謹んで新春のお喜びを申し上げます。
皆様のご健康とご繁栄を
お祈り申し上げます。

コロナ感染拡大の影響を受け、活動を積極的に進めることができない中ではありましたが、組合員の皆様にはご奮闘いただきありがとうございます。

お陰さまで、大きな成果を得ることができました。

一つは、全国トンネルじん肺根絶7陣訴訟で早期の和解の道筋を作ることができました。残す課題であります救済法制定にむけても確実に前進しました。

また、三井金属神岡鉱山じん肺訴訟では、第1陣に続き、第2陣でも最高裁で勝利判決が確定しました。全国で闘われているじん肺訴訟では、CTによるじん肺被害の否定が大きな問題になっています。

そうした中、2陣では、CT

でじん肺被害を否定することはできないと歯止めをかけることができませんでした。この判決は、じん肺被害に苦しむ全国の仲間に必要な支えと勇気を与えるものでした。13年にも及ぶ闘いに決して諦めること

となく闘い抜いた原告団・家族のみなさんの勇気と、一緒に闘い抜いた支部組合員の力が、この勝利をつかみ取りました。わたくしも、執行委員長として皆さんのご奮闘を目の当たりにし、あらためてこの組合の団結力を確信し、この力をさらに大きく発展させる決意を新たにしました。

神岡の3陣訴訟や遺族年金不支給取り消し訴訟の解決、組織拡大などわたしたちの目の

の前には課題があります。今年には「生きた」と「善い事が大いに伸びる」という意味があるそうです。卵の年にあやかり、ますます我が組織の飛躍の年になりますよう、わたくしも力を尽くしてまいります。組合員の皆様におかれましても昨年同様、ますますご奮闘いただきますようお願い申し上げます。皆様にとって希望に満ちた一年になりますよう祈念して新年のごあいさつといたします。

執行委員長 水本 明治



新年明けましておめでとうございませう。
皆様におかれましてはつつがなくなると新しい年を
お迎えのこととお慶び申し上げます。

一年前、私は組合員の皆様に、三井金属鉱業は、司法の場で五回もじん肺加害責任を断罪されたにもかかわらず、じん肺被害から頑

なに目を背け、謝罪はおろか第2陣訴訟でも最高裁に上告するという許し難い態度であることを話し、解決に向けてぜひお力を貸していただきたいとお願いしました。

皆様と一丸となって闘い、昨年9月15日、最高裁判所は被告三井金属鉱業がした上告を不受理とする決定をおこない、私たちの勝利が確定しました。第2陣訴訟では、CTでのじん肺被

害の切り捨てを許しませんでした。先行して闘った第1陣訴訟から13年に及ぶ闘いで得たすばらしい成果だと思えます。

この画期的な勝利判決が確定したことを感謝し、皆様に心からお礼を申し上げます。次第です。

現在、岐阜地裁で第3陣訴訟を闘っています。今年も気を緩めることなく第3陣訴訟を最後の闘いと位置づけ、被告企業に謝罪と今後神岡鉱山から悲惨なじん肺被害を出さないことを約束させるまで、原告団一丸となって奮闘してまいります。

組合員の皆様の引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

この新しい年がより佳い年になりますよう心より祈念いたしました。ご挨拶とさせていただきます。

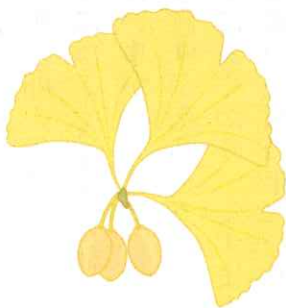
神岡2陣 原告代表

小北 行雄



今月は福井農村労組
社会復帰事業団のみなさんが作られた銀杏を同封します。社旗復帰事業団では、振動障害に罹患した組合員が軽作業を通じて社会復帰の訓練を行ってみえます。

この銀杏には殻が割れやすいようにヒビが入れてあります。割らずにそのまま茶封筒などに入れてレンジで熱すると美味しく頂けます。銀杏は健康長寿の食べ物だと言われていきますので皆さんが元気で一年間過ごして頂きたいと思えます。



『傷病の状態に関する報告書』

主治医に自分の症状を正確に伝えよう!

今年も監督署から『傷病の状態等に関する報告書』の提出を求める文書が届くころだと思えます。1月分の休業補償請求書(様式8号)に添えて出すことになっていますので、組合から2月初めには監督署に提出します。なぜこの報告書を提出するのでしようか?その理由は、労災保険施行規則(第18条の2・第19条の2)に「労災被災者が、療養開始から1年6か月を経過しても治っていない場合、傷病補償年金へ移行するか否かを決定するために報告書の提出を求める。」と規定されているからです。ここでいう『傷病補償年金』

はあまり聞きなれない言葉ですが、労災被災者が介護など必要になった場合に『休業補償給付』から『傷病補償年金』に移行するというものです。この『傷病補償年金』に移行すると毎月8号用紙の請求書を提出する必要はなく、1年分の給付額を2か月に1回の年金として支払われるようになります。『傷病補償年金』になったからといって自動的に『遺族補償年金』が支給できるものではありません。遺族年金を請求する際は、監督署は、報告書に記載されている内容を検討し、じん肺死か否かのは判断材料にすることがあります。

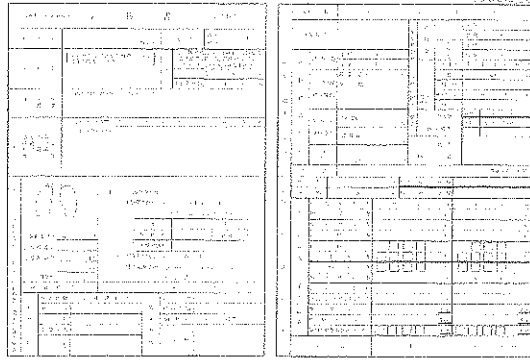
診断書の『日常生活の状況』欄について、実際は1キロも歩けなかったり、軽作業を1時間も続ける事ができないのに、「ゆっくりなら1キロ程度歩くことができ」などとする診断書が見受けられます。間違いがないよう自分の症状を主治医に正確に伝えましょう。

上は傷病状態を報告するための診断書です。

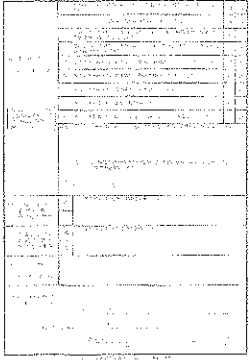
例えば裏面での『日常生活の状況』で、家族に手を借りて歩いている状態でも一人で歩けるように書かれていることもあります。

不正確な報告をすると請求時に不利になることもあります。また、主治医はレントゲンやCTなどで見ただけでは状態は完全にはわかりません。そのため痛みや違和感、生活の変化などもしっかりと伝えるようにしましょう。

表



裏



2022年12月の活動報告

経過

| | | |
|----------|----------------|------------|
| 12/2 | 神岡じん肺訴訟 闘争本部会議 | @郡上市文化センター |
| 12/7 | 行政訴訟 陳述書の打ち合わせ | @組合事務所 |
| 12/8 | 新規検査 | @東濃厚生病院 |
| 12/13 | 新規検査 | @小西クリニック |
| 12/16 | 神岡じん肺訴訟 弁護団会議 | @リモート参加 |
| 12/20~21 | トンネルじん肺根絶訴訟 弁論 | @東京地裁ほか |
| 12/26 | 新規検査 | @東濃厚生病院 |

2023年1月の予定

予定

| | | |
|------|----------------|----------|
| 1/11 | 神岡じん肺訴訟 3陣口頭弁論 | @岐阜地方裁判所 |
| 1/13 | 新規検査 | @岡田耳鼻咽喉科 |
| 1/15 | 県本部旗開き | |
| 1/20 | 行政訴訟 第1回弁論 | @岐阜地方裁判所 |
| 1/30 | 転院の依頼 | @東濃厚生病院 |

事務所の年末年始のお休みは12月28日から1月4日までです。

ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

緊急連絡先 兼山 090-1753-9645 畑中 090-7952-3788

編集後記

RTA in Japanというゲームのクリア時間を競う大会が12月26日〜31日まで開催されます。ネットさえあれば誰でも見る事のできる大会です。元々は好き同士で集って行っていたイベントでしたが、認知度が高まり今では半公式的な大会へと成長しました。この大会の一番面白い特徴としてジャンルを問わず行われることです。スーパーマリオやドラゴンクエストのメジャーなものから、クッキー焼くだけのゲームやすしを食べるだけのゲームなどマイナーというよりもヘンテコなものまで幅広く行われます。

さらに競技大会のためゲームプレイを走るといい、プレイヤーを走者と呼びます。更にリレー形式で数時間挑む物もあるのでアスレチック走の短距離走や駅伝を見るような感覚です。

昨今はゲームもスポーツのような競技として普及しようとしていますですがなかなか一般に浸透していない状態です。しかし、こういった大会やイベントからゆっくりと広まり、お茶の間で家族が応援するようなものになっていけばいいと思います。